

～本年もどうぞよろしく

お願い致します～

川東社会保険労務士事務所・KCサポート株式会社

＝季節のコラム＝

今年はネズミ年。ネズミはよく大黒天と一緒に描かれますね。

実はネズミと関係があるのは大黒天ではなく、大国主命(オオクニヌシノミコト)。スサノオノミコトの娘スセリヒメを妻にするために、いくつか難題を課せられますが、その一つを手助けをしたのがネズミで、そのため神使となりました。もともとインドの神様だった大黒天は、大国(ダイコク)と大黒の音が同じだったため、同一視されたようです。

全国に祀られている大国主命ですが、京都の大豊神社の社には、「狛ネズミ」が鎮座していて、子年にはいつもより参拝者が多いそうです。(事務局:鹿島)

★ご案内★

人事労務等のご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

☎ 06-6941-7113
fax 06-6941-7114

営業時間

9:00～18:00

土日祝休み

1. ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

今年、「庚子(かのえ・ね)」です。まず、「庚」という文字は、3つの意味があるといわれています。

- ①継続、継承
- ②償う
- ③改める・更新する

また「子」は十二支のはじめ。増えるという意味があります。増えて育っていくこと、成長発展するのだそうです。

まとめると、新しく良い動きを継承しながら、改めるべき部分は改めていく、また同時にチャンスに応じて、前向

きな計画を立てて、実現していく年と言えます。

今年が、皆様にとって、継承、実現できる1年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。



2. 「災害の備え」できていますか？

関東地方で地震が頻発しているというニュースに接し、改めて「災害への備え」について考えたという方も多いのではないのでしょうか。

企業には、災害への備えとして、人命の安全確保や物的被害の軽減のための対策、事業継続(BCP)の視点からの対策を講じておくことが求められます。中でも重要なのは、「従業員の安全を守る」ための対策です。

俗にいう、「安全配慮義務」ですね。

従業員を災害から守るための対策としては、たとえば、災害時の対応マニュアルを策定して従業員向けに周知徹底しておくこと、防災訓練を実施することが挙げられます。また、社内の防災体制を整備するとともに、災害時の安否確認の方法についても情報を共有しておきましょう。

南海トラフ地震も、いつ発生しても不思議ではないとされています。できるだけ早い時期に、「従業員の安全を守るための備え」ができているか、改めて確認しておきましょう。

3. 進めていますか？36協定

来年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も、法定の上限を超えると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

今年度より36協定を届けていない事業所で、労働者数が10人以上の事業場等に、「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

36協定の特別条項は、通常予測できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない効果を有する定めです。

なお、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を、月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

注意すべきは、来年4月1日以降でスタートとする36協定届は、新様式での作成が必要なことです。

新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと、時間外・休日労働時間の両方に係るものどちらもクリアしている内容を書かなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあると、その場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いとなってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適合と判断される等により、36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の36協定届の作成と提出では、「年行事の1つ」との楽観視はせず、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。



4. 新年のおすすめ本

年初は、「中庸に学ぶ」(著者:伊與田 覺 出版:致知出版社)をご紹介します。

実は、他の書籍で「中庸」を読んでみたものの、難しくて挫折。この本はとて分かりやすく、丁寧に書かれていて、「入門編」といった感じです。

中国古典に触れる最初の1冊としても、よいと思います。

内容は読んでみてからの楽しみですが、新年から身の引き締まる思いがしました。



★ 事務所・所長の近況 ★

＜昨年12月＞

・年末の忙しい時期でしたが、前半はメンタルヘルスやハラスメントの研修に参加しました。参考になる部分もたくさんありましたので、都度皆様へ情報提供させていただきたいと思います。

・後半はいつもの通り、賞与計算、年末調整など、あっという間に日にちが過ぎてしまいましたが、お正月は少しだけ、ゆっくりすることができました。ほっと一息です。

・年明けは、スタートダッシュです！！

※ 当事務所が保有する個人情報は、当事務所が 販促サービスでの利用を目的とし、その他には個人情報を利用いたしません。今後このようなサービス(DM等)が不要な場合には、お手数ですが、当事務所までご連絡下さいますよう、お願い致します。

★ 所長(かわひがし)プロフィール ★

大阪府守口市出身。生粋の大阪人です。

年齢はナイショですが、機動戦士ガンダムの世代(ファースト)です。(大体分かりますね)

前職は、病院で臨床検査技師を10数年しており、途中で社会保険労務士をめざし、勉強してやっと資格をとりました。

事務所を守口市に構えてから、1年後には、大阪市中心区に移転し、現在の事務所10年ほど前に移っております。

独立してからは10年以上になりましたが、少しは貫禄(?)がでてきてもいいのと思う今日この頃です。(まだまだですが)

これからも、皆様のご相談に親身に乘らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務所へのアクセス



天満橋 (地下鉄谷町線・京阪線) より徒歩6分

〒540-0036

大阪市中央区船越町2-1-5 吉見ビル2F